

## 補助金調書

補助金名	スポーツ大会開催特別補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 (TEL 711-4657)	
交付先	団体	大会主催者等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当事業を行っている団体が限定されているため。					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	47	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	大会規模, 事業費, レベル, 経済波及効果, その他政策的要素を勘案すべきスポーツ大会の開催に対して, 必要とする経費の一部を補助し, もってスポーツの振興を図ることを目的とする。					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	東京オリンピック・パラリンピックに向け, 本市をはじめ日本全体でスポーツの気運を盛り上げていこうとしており, 大規模なスポーツ大会が本市内で開催されることは, 本市のスポーツの振興に大きく寄与するものである。 また, 都市ブランド力の向上にもつながるものであり, 公益性があるとともに, 当面は本補助金なしでは事業の実施(大会の開催)が困難であることから, 終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費, 補助金額の算定方法・考え方】 ・「補助対象経費」は, 補助対象事業の実施に要する経費。ただし, 主催者構成員に支払う人件費, 団体の経常的な運営経費, 有料プログラム作成にかかわる経費, 大会開催にかかわる賞金, 航空機及び新幹線の特別料金, 食料費(事業実施のために必要な昼食代, 弁当代, 茶菓代等は必要最小限の範囲で可), その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・「補助金額」は, 補助事業の収支差について, 補助対象経費の10分の1以内で, 予算の範囲内で市長が決定する。ただし, 市長が特に必要と認める場合には, 予算の範囲内で補助金の額を別に定めることができる。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	10	件	9	件	7
	20,737 千円	31,042 千円		16,733 千円		20,073 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	○ 福岡国際マラソン選手権大会 ○ 金鷲旗・玉竜旗高校柔剣道大会 ○ 全日本選抜柔道体重別選手権大会 <span style="float: right;">など</span>					
補助金交付 による効果	開催経費の一部を負担することにより, 事業内容の充実が図られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。